令和3年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会(定例会)会議議事予定 (令和3年4月26日(月)午前10時~ 場所:えーるピア久留米 205学習室)

1 諮問案件の審議

(1) 市民課が保有する住民基本台帳に係る情報(15歳以上の者の情報に限る。)を安全安心推 進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について

諮問機関:市民文化部市民課

利用機関:協働推進部安全安心推進課

(2) 障害者福祉課が保有する障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の ぞみの園の設置する施設への入所者に関する情報、長寿支援課が保有する養護老人ホームへの 入所者に関する情報、介護保険課が保有する特別養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設 への入所者に関する情報、並びにこども子育てサポートセンターが保有する妊産婦に関する情報を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要の有無(条例第9条第3項第4号) 並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否(同条第4項)について

> 諮問機関:健康福祉部障害者福祉課、健康福祉部長寿支援課 健康福祉部介護保険課、子ども未来部こども子育てサポートセンター 利用機関:健康福祉部保健所健康推進課

(3) 検診等の受診勧奨に係る分析及び勧奨通知の作成を委託することに伴い、検診等の対象者の情報を受託者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関:健康福祉部保健所健康推進課

2 その他

2 民市第 4 3 7 5 号 令和 3 年 3 月 1 2 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉 (市民文化部市民課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意 見を求めます。

記

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報(15歳以上の者の情報に限る。)を安全 安心推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号) について

【諮問案件】

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報(15歳以上の者の情報に限る。)を安全安心推 進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について

諮問機関:市民文化部市民課

利用機関:協働推進部安全安心推進課

1 業務の概要

本市では、「みんなが安全に安心して暮らせるまちづくり」を目指し、市民、関係機関及び関係団体と協働して、「セーフコミュニティ」活動に取り組んでいる。「セーフコミュティ」活動とは、けがや事故など、安全で安心な暮らしを阻害する要因を「予防」する取組のことである。

この「セーフコミュニティ」活動が国際基準をクリアしていると認められた場合、認 証機関(セーフコミュニティ認証センター)からの認証を受けることができる。

本市は、平成25年12月に国内で9番目、中核市や九州の自治体では初めて国際認証を取得した。認証期間は5年であり、平成30年12月には再認証を取得している。

この取組の一環として、市民の日常生活におけるけがや事故等の発生状況等に関する実態を把握し、今後の市の安全・安心に関連する施策・事業の検討、推進、評価等の基礎データとして活用するため、アンケート調査を実施することとした。

今回、このアンケート調査実施のため、市民課が保有する住民基本台帳の情報を安全 安心推進課が目的外利用することについて、お諮りするものである。

2 目的外利用する個人情報

アンケート調査は、市内在住の15歳以上の男女2,500人を無作為抽出して実施 する。

そのため、目的外利用する個人情報は、無作為に抽出した15歳以上の男女2,500人分の住民基本台帳情報のうち、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所及び小学校区である。

なお、15歳未満の者(就学児に限る。)のけがや事故等に関する情報は、学校で実施しているアンケート結果(個人情報を除く。)を活用する予定であるため、目的外利用はしない。

- 3 公益上の必要性について(条例第9条第3項第4号)

アンケート調査結果は、今後の市の安全・安心に関連する施策・事業の検討、推進、評価等の基礎データとして活用し、事業のあり方を検討するために用いることから、そのための的確な情報を得るため、けが、事故、認知症、虐待、DV、防犯、災害等に関する設問項目を設ける必要がある。

別途実施している市民意識調査においても、日常生活におけるけがや事故等に関する設問項目を設ける予定ではあるが、設問数が限られており、施策・事業の検討等に必要な情報を十分に得ることができないため、他の調査を利用することによっては、今回のアンケート調査の目的を達成することは困難である。

また、本調査を信頼性の高いものとするためには、対象者の抽出について偏りがあってはならず、無作為に抽出する必要があるため、住民基本台帳に係る個人情報を利用する必要がある。

これらのことから、住民基本台帳に係る情報をアンケート調査に利用することは、公 益上の必要性があると考える。

なお、当該目的外利用に係る本人通知(条例第9条第4項本文)については、アンケート依頼文に住民基本台帳に係る情報を利用している旨を明記することにより行うものとする。

4 実施時期(目的外利用する時期)

令和3年5月1日以降

2 障福第5855号 令和3年3月26日

久 留 米 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会 会 長 様

> 久留米市長 大久保 勉(健康福祉部障害者福祉課) (健康福祉部長寿支援課) (健康福祉部介護保険課)

(子ども未来部こども子育てサポートセンター)

諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

障害者福祉課が保有する障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所者に関する情報、長寿支援課が保有する養護老人ホームへの入所者に関する情報、介護保険課が保有する特別養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設への入所者に関する情報、並びにこども子育てサポートセンターが保有する妊産婦に関する情報を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要の有無(条例第9条第3項第4号)並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否(同条第4項)について

【諮問案件1】

障害者福祉課が保有する障害者支援施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所者に関する情報、長寿支援課が保有する養護老人ホームへの入所者に関する情報、介護保険課が保有する特別養護老人ホーム、特定施設及び介護保険施設への入所者に関する情報、並びにこども子育てサポートセンターが保有する妊産婦に関する情報を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要の有無(条例第9条第3項第4号)並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否(同条第4項)について

諮問機関:健康福祉部障害者福祉課、健康福祉部長寿支援課

健康福祉部介護保険課、子ども未来部こども子育てサポートセンター

利用機関:健康福祉部保健所健康推進課

1 業務の概要

特定健康診査は、平成 20 年度から生活習慣の予防と改善を目的に、40 歳以上の医療保険加入者に対し、各医療保険者に実施が義務付けられている。久留米市では、久留米市国民健康保険加入者を対象とする特定健康診査を保健所健康推進課が所管して実施している。平成 20 年厚生労働省告示第 3 号において、特定健康診査の除外対象者が告示されたが、保健所健康推進課では、以下の除外対象者の把握ができないため、除外対象者に関する適正な運用管理ができていない。

- (1) 障害者支援施設への入所者【障害者福祉課保有】
- (2) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所 者【障害者福祉課保有】
- (3) 養護老人ホームへの入所者【長寿支援課が保有】
- (4) 特別發護老人ホームへの入所者【介護保険課が保有】
- (5) 特定施設への入所者【介護保険課が保有】
- (6) 介護保険施設への入所者【介護保険課が保有】
- (7) 妊産婦【こども子育てサポートセンターが保有】

毎年9月頃に前年度の特定健康診査等の実績を国に報告(以下「法定報告」という。) しなければならないが、例年除外対象者が反映しない状況での法定報告がなされてい る。加えて、年度途中に実施している特定健康診査未受診者への受診勧奨についても、 年度途中に除外対象となった者を含んだ状態で受診勧奨を行っている。

2 目的外利用する個人情報

- (1) 障害者支援施設への入所者の情報住民番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、住所、方書、入所施設の種別
- (2) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所者

の情報

住民番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、住所、方書、入所施設の種別

(3) 養護老人ホームへの入所者の情報

住民番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、住所、方書、入所施設の種別

(4) 特別養護老人ホームへの入所者の情報

住民番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、住所、方書、入所施設の種別

(5) 特定施設への入所者の情報

住民番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、住所、方書、入所施設の種別

(6) 介護保険施設への入所者の情報

住民番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、住所、方書、入所施設の種別

(7) 妊産婦の情報

住民番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、住所、方書、妊娠届の届出日、出産 日

3 目的外利用することの公益上の必要性(条例第9条第3項第4号)

上記(1)から(7)の情報を利用することにより、特定健康診査の除外対象者を管理することが可能となり、除外対象者を反映した適切な法定報告と、除外対象者を除いた特定健康診査未受診者への受診勧奨が可能となる。

また、個人情報の収集において、全ての対象者から同意を得るとした場合、目的外利用に係る情報の対象者数が、久留米市国民健康保険の特定健康診査対象者数が約4万8千人と膨大な数に上ることから、事務処理に多大な時間と費用を要することとなる。

さらに、近年の市民の個人情報への関心から、同意しない人も一定生じることが予想される。そうした場合、除外対象者の管理が不十分なものとなる可能性があり、特定健康診査の適正な実施という目的が達成できなくなるおそれがある。

以上から、当該事業目的を達成するためには、障害者福祉課、長寿支援課、介護保 険課並びにこども子育てサポートセンターが保有する上記2の情報を目的外利用する 公益上の必要性が認められると考える。

4 本人通知を省略することの適否について(条例第9条第4項)

前述のとおり、通知を要する対象者数が膨大であり、かつ、事務処理に多大な時間と費用を要するため、本人通知を省略いたしたい。

5 実施時期(個人情報利用期間)

審議会承認後

2 健推第1710号 令和3年3月10日

久留米市情報公開·個人情報保護審議会会長 様



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意 見を求めます。

記

検診等の受診勧奨に係る分析及び勧奨通知の作成を委託することに伴い、検診等の対象者の情報を受託者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【諮問案件】

検診等の受診勧奨に係る分析及び勧奨通知の作成を委託することに伴い、検診等の対象者の情報を受託者が設置・管理するクラウドサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について 諮問機関:健康福祉部保健所健康推進課

1 業務概要

本市では、がんをはじめとした病気の早期発見、早期治療を目的に、健康増進法第19条の2の規定に基づく健康増進事業として、がん検診等(肺がん・結核検診、大腸がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、胃がんリスク検査、骨粗しょう症検診、生活習慣病予防健康診査及び8020歯っぴー検診)を実施している。

また、がん検診等の他に、生活習慣の予防と改善を目的として、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づく特定健康診査(以下「特定健診」という。) も実施している。

検診等の実施期間は、がん検診等が6月から11月まで(胃がん検診は3月まで、8020歯っぴー検診は5月から3月まで)、特定健診が6月から3月までであり、例年、期間の中頃である9月頃に、未受診者に勧奨通知を送付して受診を促している。

しかしながら、令和元年度受診率は、がん検診が平均17.2パーセント、特定健診が39.7パーセントと、市が掲げる目標受診率(がん検診:30パーセント、特定健診:60パーセント)を大きく下回っている。

受診率向上という課題に対処するため、平成29年度に、例年9月頃に送付している受診勧奨通知の効果を検証したところ、受診勧奨通知後の受診率は平均6.0パーセントしか伸びていなかったことが判明した。

受診勧奨通知が功を奏していない要因として、検診等を受診しない動機を考慮することなく、全員に対して同じ文言による勧奨を行っていることが考えられる。

そこで、より効果的な受診勧奨を行うべく、業者に委託して検診等対象者の過去の受診履歴等の分析を行い、対象者を「不健康である自覚はあるが、今の生活に幸せを感じており、積極的に改善しようとは思っていないタイプ」、「将来病気になることをとても心配しており、検診等に行くと怖い病気が見つかりそうだから行きたくないと思っているタイプ」、「日々健康に気を遣っているため、病気になる心配をしておらず、検診等に行く意義を感じていないタイプ」、「自分のことを健康だと思っており、健康に関する情報や検診等に興味がないタイプ」等の複数のタイプに分け、それぞれのタイプの特徴に合わせた最も効果のあるメッセージによる個別勧奨を行うことを考えている。

今回、当該事業を実施するに当たり、当課が保有する対象者の個人情報を受託者に

オンライン結合により提供することについて、お諮りするものである。

2 提供する個人情報の内容

- ・本市が実施するがん検診等の対象者約15万人の個人情報(別紙1)
- ・本市が実施する特定健診の対象者約4万5千人の個人情報(別紙2) 【参考】本市が実施するがん検診等(別紙3)

3 公益上の必要性について(条例第10条第1項第2号)

対象者が受診しない動機を分析することにより、未受診者のタイプごとに、受診を 促すために必要な情報をわかりやすく伝えることができる。

また、過去の検診等受診履歴を分析することで、勧奨しても全く反応しない人、勧奨によって受診行動をとる人を抽出することができ、勧奨効果の高い順に勧奨を行うことが可能となる。なお、対象者のタイプ分析に基づいた受診勧奨は、他の自治体においても実施されており、世田谷区においては、胃がん検診受診率が11.4パーセント向上した。

また、マーケティングや行動科学の知見を踏まえ、市民の全体的な傾向を捉えるため、未受診者だけでなく、対象者全員の情報を提供する必要があり、情報量が膨大な数になる。仮に対象者の個人情報を紙媒体で提供した場合、受託者においてシステムへの入力作業に相当の時間を要するとともに、入力ミスが生じる可能性が高い。そのため、円滑かつ確実な分析の実施のためには、対象者の情報を、紙ではなく電子データで受託者に提供する必要がある。

以上のことから、対象者の個人情報を、受託者が設置・管理するクラウドサーバへオンライン結合により提供することには公益上の必要性がある。

4 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

受託者は、プライバシーマーク(※1)の付与認定を受け、国際標準規規格の ISO 27001、ISO 27017(※2)を取得している事業者であり、個人情報について情報管理に関する社内体制や規程類が整備されている。また、安全管理措置として、サーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。さらに、サーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限し、作業状況は、常時監視カメラで記録することとしている。

なお、受託者への対象者情報の提供に関しては、LGWANのネットワークを利用し、外部からのアクセスが遮断された閉鎖的な環境下(プライベートクラウド)で情報を暗号化して行う予定である。

以上のことから、当該オンライン結合により個人の権利利益が侵害されるおそれは

- ※1 プライバシーマーク:一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。
- ※2 ISO 27001、ISO 27017:情報セキュリティに関する国際標準規格。情報セキュリティ全般に関するマネジメントシステム規格である ISO 27001 の取組を ISO 27017 で強化することで、クラウドサービスにも対応した情報セキュリティ管理体制を構築することができる。
- 5 実施時期(個人情報利用期間) 令和3年5月以降

提供するがん検診等の対象者の個人情報

(1)受診勧奨名簿

連番、宛名番号、小学校区、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、住所(住所日本語)、 住所(方書)

(2)受診者データ

宛名番号、受診日、医療機関名(または医療機関コード)、集団個別区分

(3)対象者データ

連番、宛名番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所(住所日本語)、住所(方書)、住民区分、小学校区、健康保険、種類

提供する特定健康診査の対象者の個人情報

- (1)特定健診関連情報データ
- ①特定健診・特定保健指導受診歴データ
- 特定保健指導受診歴データ

保險者番号、被保險者証記号、被保險者証番号、生年月日元号、生年月日、性別、 個人番号、データ管理番号1、年度、階層化ステップ4、利用券整理番号、保健指導 実施連番、保健指導実施年月日、保健指導実施機関番号、保健指導区分、行動変 容ステージ、保健指導コース名、初回面接の実施日付、初回面接の支援形態、初回 面接の実施時間、初回面接の実施者、継続的支援予定期間、目標腹囲、目標体重、 目標収縮期血圧、目標拡張期血圧、一日の削減目標エネルギー、一日の運動目標 エネルギー、一日の食事目標エネルギー、計画上の実施回数、計画上の支援A回数、 計画上の支援A時間、計画上の支援B回数、計画上の支援B時間、計画上のグルー プ回数、計画上のグループ時間、計画上の電話A回数、計画上の電話A時間、計画 上のメールA回数、計画上の電話B回数、計画上の電話B時間、計画上のメールB回 数、計画上の支援Aポイント、計画上の支援Bポイント、計画上の合計ポイント、連番、 支援形態コード、支援実施年月日、支援実施時間、支援実施ポイント、支援実施者、 保健指導機関番号、保健指導機関名称、中間評価の実施日付、中間評価の支援形 態、中間評価の実施時間、中間評価の実施ポイント、中間評価の実施者、中間評価 時の腹囲、中間評価時の体重、中間評価時の収縮期血圧、中間評価時の拡張期血 圧、中間評価時の栄養・食生活、中間評価時の身体活動、中間評価時の喫煙、中間 評価の保健指導機関番号、中間評価の保健指導機関名称、評価の実施日付、支援 形態又は確認方法、評価の実施者、評価ができない確認回数、評価時の腹囲、評価 時の体重、評価時の収縮期血圧、評価時の拡張期血圧、評価時の栄養・食生活、評 価時の身体活動、評価時の喫煙、評価時の保健指導機関番号、評価時の保健指導 機関名称、実施上の実施回数、実施上の支援A回数、実施上の支援A時間、実施上 の支援B回数、実施上の支援B時間、実施上のグループ回数、実施上のグループ時 間、実施上の電話A回数、実施上の電話A時間、実施上のメールA回数、実施上の 電話B回数、実施上の電話B時間、実施上のメールB回数、実施上の支援Aポイント、 実施上の支援Bポイント、実施上の合計ポイント、禁煙指導の実施回数、継続的な支 援の終了日、脱落年月日、健診実施保険者、受診券整理番号、初回実施保険者、利 用券整理番号、最終実施保険者、初回面接実施機関名称、初回面接情報、初回面 接1の実施日付、初回面接1の支援形態、初回面接1の実施時間、初回面接1の実施 者、初回面接情報1、初回面接1保健指導機関番号、初回面接1保健指導機関名、 初回面接1継続的支援予定期間、初回面接1目標腹囲、初回面接1目標体重、初回 面接1目標収縮期血圧、初回面接1目標拡張期血圧、初回面接1一日の削減目標工

ネルギー、初回面接1一日の運動目標エネルギー、初回面接1一日の食事目標エネルギー、支援情報、中間評価情報、実績評価情報、初回未完了フラグ

・特定健診結果データ

保険者番号、広域連合番号、被保険者証記号、被保険者証番号、生年月日元号、生 年月日、性別、個人番号、データ管理番号1、受診券整理番号、健診実施年月日、健 診機関コード、身長、体重、BMI、内臓脂肪面積、腹囲、既往歴、既往歴、自覚症状、 他覚症状、収縮期血圧、拡張期血圧、採血時間(食後)、中性脂肪(トリグリセリド)、H DLコレステロール、LDLコレステロール、non-HDL コレステロール、GOT(AST)、 GPT(ALT)、 $\gamma - GT(\gamma - GTP)$ 、血清クレアチニン、血清クレアチニン、血清クレアチニ ン、血清クレアチニン、空腹時血糖(電位差法)、随時血糖(電位差法)、HbA1c (NGSP 値)、HbA1c(JDS 値)、尿糖、尿蛋白、ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数、 貧血検査、心電図、眼底検査、メタボリックシンドローム判定、保健指導レベル、医師 の診断(判定)、健康診断を実施した医師の氏名、服薬1(血圧)、服薬確認者(血圧)、 服薬2(血糖)、服薬確認者(血糖)、服薬3(脂質)、服薬確認者(脂質)、既往歷1(脳 血管)、既往歴2(心血管)、既往歴3(腎不全・人工透析)、貧血、喫煙、20歳からの 体重変化、30分以上の運動習慣歩行又は身体活動、歩行速度、1 年間の体重変化、 咀嚼、食べ方 1(早食い等)、食べ方2(就寝前)、食べ方3(夜食/間食)、食べ方3(間 食)、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望、情報提供、 初回面接、健診実施保険者、受診券整理番号、利用券発行保険者、利用券整理番

②特定健診対象者データ

・受診券データ

保険者番号、ファイル通番、レコード通番、郵便番号、住所外字フラグ、住所1、住所2、受診者氏名カナ、被保険者名漢字、被保険者名漢字外字フラグ、通称名使用フラグ、通称名力、通称名漢字、通称名漢字外字フラグ、被保険者証記号、被保険者証番号、個人番号、データ管理番号1、備考1、備考2、交付西暦年、交付年月日コード、交付年月日元号、交付年月日、受診券整理番号、性別、性別名称、生年月日西暦年、生年月日コード、生年月日元号、生年月日、年齢、有効期限西暦年、有効期限コード、有効期限元号、有効期限、基本項目個別負担区分、基本項目個別負担額、基本項目個別自担額、基本項目集団負担区分、基本項目集団負担区分、基本項目集団負担区分、資血負担額、基本項目集団同時実施額、基本項目集団負担率、貧血個別負担区分、貧血個別負担額、貧血個別同時実施額、貧血個別負担率、心電図個別負担区分、心電図個別負担額、心電図個別同時実施額、心電図個別負担率、心電図個別負担区分、心電図個別負担額、心電図個別同時実施額、心電図個別負担率、心電図集団負担区分、心電図個別負担額、心電図個別同時実施額、心電図個別負担率、心電図集団負担区分、

心電図集団負担額、心電図集団同時実施額、心電図集団負担率、眼底個別負担区 分、眼底個別負担額、眼底個別負担率、眼底集団負担区分、眼底集団負担額、眼底 集団負担率、生活機能チェック個別負担区分、生活機能チェック個別負担額、生活 機能チェック個別負担率、生活機能チェック集団負担区分、生活機能チェック集団負 担額、生活機能チェック集団負担率、生活機能検査個別負担区分、生活機能検査個 別負担額、生活機能検査個別負担率、生活機能検査集団負担区分、生活機能検査 集団負担額、生活機能検査集団負担率、追加項目個別負担区分、追加項目個別負 担額、追加項目個別負担率、追加項目集団負担区分、追加項目集団負担額、追加 項目集団負担率、人間ドック個別負担区分、人間ドック個別負担額、人間ドック個別 負担率、人間ドック個別上限額、人間ドック集団負担区分、人間ドック集団負担額、人 間ドック集団負担率、人間ドック集団上限額、公印区分、保険者所在地、住所漢字外 字フラグ、保険者電話番号、保険者名称、保険者名漢字外字フラグ、契約とりまとめ 機関名、支払代行機関番号、支払代行機関名、裁量区分、広域連合番号、市町村名、 再発行事由、国保組合区分、集合契約参加都道府県、血清クレアチニン個別負担区 分、血清クレアチニン個別負担額、血清クレアチニン個別負担率、血清クレアチニン 集団負担区分、血清クレアチニン集団負担額、血清クレアチニン集団負担率

(2)被保険者情報データ

•被保険者管理台帳

レコード種別、番号、被保険者証記号、被保険者証番号、介護保険被保険者番号 氏名、性別、年齢、生年月日、住所、当該年(健診受診有無)、1年前(健診受診有 無)、2年前(健診受診有無)、3年前(健診受診有無)、4年前(健診受診有無)、 当該年(医科受診有無)、1年前(医科受診有無)、2年前(医科受診有無)、3年前(医 科受診有無)、4年前(医科受診有無) 、当該年(介護認定有無)、1年前(介護認 定有無)、2年前(介護認定有無)、3年前(介護認定有無)、4年前(介護認定有無)、 国保取得年月日、国保喪失年月日、後期取得年月日、後期喪失年月日、介護資格 取得年月日、介護資格喪失年月日、当該年(歯科受診有無)、1年前(歯科受診有 無)、2年前(歯科受診有無)、3年前(歯科受診有無)、4年前(歯科受診有無)、KDB 個人番号、国保個人番号、員番、郵便番号、電話番号、地区統計用コード、国保保険 者番号、国保取得事由、各県国保取得事由、国保喪失事由、各県国保喪失事由、国 保変更年月日、国保変更事由、各県国保変更事由、国保続柄、国保退職本人コード、 国保世带区分、国保世带主区分、国保制度、国保住居地保険者番号、国保表示用 被保険者証番号、国保機械整理番号、国保世帯番号、国保代表保険者番号、後期 保険者番号、後期取得事由、後期喪失事由、介護保険者番号、介護異動年月日、介 護証記載保険者番号、介護異動区分コード、介護異動事由、最新要介護度、介護認 定有効期間開始、介護認定有効期間終了、介護住所地特例対象者区分コード、介

護施設所在保険者番号、介護住所地特例適用開始年月日、介護住所地特例適用終了年月日、健診データ管理番号1、異動年月

- (3)レセプト電算コード情報データ
- ①医科レセプト
- ②調剤レセプト
- ③DPC レセプト

患者氏名、性別、生年月日、保険者番号、記号番号、傷病名、診療内容、診療年月日、医療機関名、診療点数、診療実日数、摘要

- (4)印刷・発送関連データ
- ①宛名印字用データ

宛名番号、漢字氏名、力ナ氏名、住所、方書、郵便番号、住民区分

種別	対象年齢	実施方式	費用※	備考	
肺がん・結核検診	40 歳~	個別·集団	500円	R2 から結核検診と肺 がん検診を統合	
大腸がん検診	40 歳~	個別·集団	個別 700 円 集団 500 円	41 歳は無料クーポン	
胃がん検診 (エックス線)	50 歳~(偶数)	集団	600円	内視鏡との選択性 R1 から年齢変更 →従前は 40 歳~	
胃がん検診 (内視鏡)	50 歳~(偶数)	個別	2,000円	R1 から実施 エックス線との選択性	
子宮頸がん検診	20 歳~	個別·集団	個別 900 円 集団 400 円	21 歳は無料クーポン	
乳がん検診	40 歳~ (偶数·女性)	個別·集団	個別 40歳~1,000円 50歳~700円 集団 40歳~700円 50歳~400円	41 歳は無料クーポン	
前立腺がん検診	50 歳~	個別	400円		
胃がんリスク検査	41·46 歳	個別	500円	R1 から 51 歳を除外	
骨粗しょう症検診	25·30·35·40· 45·50·55·60· 65·70 歳の女性	個別·集団	個別 500 円、800 円 集団 300 円		
生活習慣病 予防健康診査	35~39歳 40歳以上の各医療保険の被保険者・被扶養者に該当しない方	個別·集団	500円		
8020歯っぴー検診	40・50・60・70 歳	歯科医療 機関のみ	500円		
久留米市特定健康 診査	40~70 歳	個別·集団	無料		

[※]非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人は無料

【補足説明資料】

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

諮問機関:農業委員会事務局

①水資源機構が実施する次期事業の公益性について

平成10年に完成した筑後川下流用水事業において整備され、現在、機構が管理をしている 高圧ポンプ、高圧受電設備及び主要導水管の故障が頻発している状況であり、機器等の交換が急務である。また、これらの施設が現在の耐震化基準を満たしていないため、施設の耐震化についても急務であり、次期事業は、これらの施設の改修及び耐震化を目的としている。

次期事業の元となる筑後川下流用水事業は、農業の近代化及び農業経営の合理化を目的とした、大規模な用排水系統の再編成、淡水取水の合理化及び用水不足の解消のための事業であり、当該事業の目的を達するためには、現行施設の改修及び耐震化が不可欠であって、次期事業は公益性の高い事業である。

なお、次期事業は、国営直轄事業と同様、国による事業評価及び審査を経て決定され、実施されるものである。

②農地所有者、賃借人及び耕作者の住所情報の必要性について

次期事業を実施するためには、事業計画を 国に提出し、国による事業評価及び審査を受けなければならない。機構によれば、その際、 事業の受益地面積及び受益者の正確な数値並びにそれらの根拠を示さなければならないとのことである。事業の受益者とは、土地改良法第3条により土地改良事業の資格を有する者(以下「3条資格者」という。)のことをいい、具体的には右に示したとおりである。

3条資格者の数を把握するにあたり、一人で複数の土地を持つ者もおり、かつ、同姓同名の者がいることも想定されるため、機構としては、氏名だけでなく、併せて住所を確認することにより名寄せを行い、正確な人数を特定しようとしている。そのため、農地の所有者等の住所が不可欠である。

土地改良事業の種類

- ・土地改良施設(かんがい排水施設、農業 用道路等)の新設、更新、管理等
- ・区画整理(土地の区画形質の変更。いわ ゆる「ほ場整備事業」)
- ・災害復旧
- ・交換分合

事業参加資格者

Ι.					
-	区分		事業参加資格者		
	辩	自作地	所有者 (=耕作者)		
	地	小作地	原則:使用収益権者 (=耕作者) (例外:農業委員会の承認が あった場合は所有者とすること が可能)		

機構に提供した農地所有者等の住所は、3条資格者数の確認のみに利用されるものであり、事業計画書及び関連資料に個人情報を記載することはなく、事業認定後、機構が定める内部指針に従い、削除されることとなっている。

前回の審議会において、機構が3条資格者に次期事業の説明をするために農地所有者等の住所が必要であり、また、機構に提供した個人情報は令和14年度中に削除されると説明したが、あらためて機構に確認したところ、上述のとおりであったため、お詫びのうえ訂正いたしたい。なお、機構による説明というのは、3条資格者全員に対して説明するのではなく、3条資格者の属する土地改良区の承認を得るために、土地改良区総代会時に説明を行うということであった。

③本人通知を省略することの適否について

元来、筑後川下流用水事業というのは、国営の土地改良事業であり、その実施にあたり受益者の同意を要しない市町村特別申請事業により施行されたものである。本人通知を行った場合、事業内容に関する多数の問合わせや様々な意見・要望等が生じる可能性があり、円滑な事業の実施に支障が生じるおそれがある。そのため、本人通知を省略することとしたい。なお、次期事業への地元の理解については、前述のとおり、土地改良区総代会での説明と同意をもって図るとのことである。

(参考) 土地改良法

- 第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者
 - 二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者
 - 三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者
 - 四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令で定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

2~8項(略)

2 農委第 2 6 3 9 号 令和 3 年 3 月 1 0 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市**農業委員会** 会長 笠 幸

諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて**貨**審議会の意見を求めます。

記

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否(条例第9条第4項ただし書)について
- 2 農業委員会が保有する 機地台帳上の情報をオンライン結合等(磁気記録媒体)により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【諮問案件】

独立行政法人水資源機構からの求めに応じた農地台帳上の情報の提供について

- 1 農地台帳上の情報のうち、農地所有者、農地に設定された賃借権等の権利者及び 耕作者の住所を外部提供することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4 号)及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否(条例第9条第4項ただし書) について
- 2 農業委員会が保有する農地台帳上の情報をオンライン結合等(磁気記録媒体)により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関:農業委員会事務局

1 業務概要

今般、久留米市農業委員会は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)(※1)から、筑後川下流用水地区の次期事業(※2)に向けた調査に必要であるとして、 久留米市農業委員会が作成・保有する農地台帳上の情報の提供を求められている(資料1)。

機構としては、次期事業として、機構が管理する施設の老朽化対策及び地震対策を検討しており、その事業計画を作成するに当たって、受益地面積及び土地改良法第3条に規定する土地改良事業の資格を有する者を正確に把握しなければならず、そのためには農地台帳上の情報が必要であるとのことである。

提供を求められている農地台帳とは、農地法の規定により農業委員会に対して作成が 義務付けられているものであり(農地法第52条の2。資料2)、久留米市農業委員会で は、全国農業委員会システムを用いて、約9万7千筆の農地情報並びに付随する所有者、 賃借人等の権利者及び耕作者の情報を保有、管理している。その主な記録事項としては、 農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者、賃借人等の権利者及び耕作者の氏名及び 住所等である。

土地台帳上の情報のうち、農地の所有者、賃借人等の権利者及び耕作者の住所を除く情報については、農地法により一般に公開することが求められていることから(農地法第52条の3。資料2及び資料3)、これらの情報の外部提供については、久留米市個人情報保護条例第9条第3項第2号を根拠に行う。

今回、法令により公開することが求められていない、農地所有者、賃借人等の権利者 及び耕作者の住所情報を外部提供することについて、公益上の必要性の有無をお諮りす るものである。

また、農地台帳上の情報を機構に提供するに当たっては、迅速かつ正確に提供する必要性から磁気媒体による提供を想定しているため、このことについて、併せてオンライン結合等の承認を求めるものである。

※1 独立行政法人水資源機構:水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づいて、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対して、水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする事業主体である。

※2 筑後川下流用水事業:福岡県及び佐賀県にまたがる筑後川下流地区においては、かつて、農林水産省が、農業の近代化及び農業経営の合理化を図ることを目的とした国営の土地改良事業として、約34,800haの農地を対象に、大規模な用排水系統の再編成、淡水取水の合理化及び用水不足の解消のための事業が行われた。

昭和56年10月に農林水産省から当時の水資源開発公団(現独立行政法人水資源機構)に事業が承継され、平成10年3月に完成した。平成10年4月から管理業務が開始されて現在に至っている。当該事業は一度完成されているが、今回、機構が次期事業の検討を行うために調査を行おうとしているものである。

- 2 提供する個人情報
 - 農地台帳上の情報(資料3)
 - 対象地域(町名等にて表示)梅満町、津福今町、津福本町、野伏間、西町、荒木町、安武町、大善寺町、城島町、 三潴町
 - · 対象筆数 約 30,000 筆
 - · 対象者数 約 8,000 人
- 3 外部提供を行うことの公益上の必要性(条例第9条第3項第4号)及び当該外部提供 に係る本人通知省略の適否(条例第9条第4項ただし書)について
- (1)公益上の必要性について(条例第9条第3項第4号)

機構が検討している次期事業は、水路等の施設の老朽化の対応や、大規模地震への対策を行うことであり、地域一帯の震災時の被害を最小限にとどめるためには、次期事業に向けての検討を行うことが必要不可欠である。

そして、機構が、その所有する水路の老朽化対策及び耐震化を行った場合、水路系統を同じくし、土地改良区が保有する水路へも影響が出るため、次期事業に向けて機構から土地改良区に説明を行う必要がある。

そのためには、機構において、受益地の土地情報及び土地改良法第3条に規定する資格を有する者(土地改良区の組合員)の情報が不可欠であり、外部提供をすることについて公益上の必要性がある。

(2) 本人通知を省略することの適否について(条例第9条第4項ただし書)

通知を要する対象者数が膨大であり、事務処理に相当の負担が生じると考えられることから、本人通知を省略することとしたい。

4 オンライン結合等(磁気記録媒体による提供)の公益上の必要性について(条例第 10条第1項第2号)

関係農地の筆数及び関係者数が多く、紙媒体により情報提供を行った場合、機構において保有する情報システムに入力する際に誤入力が多数発生する可能性がある。また、前述のとおり、農地台帳上の情報はシステムにより管理しているため、当該データを紙媒体に落とし込む作業及び提供後、機構によりシステムに入力する作業に多大な時間を要し、機構による迅速な調査検討に支障が生じる。

以上から、磁気媒体により情報提供を行うことについて公益上の必要性がある。

5 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

情報提供に際しては、パスワードを設定したエクセルデータをCD - Rに記録し、農業委員会事務局職員が機構の事務所に持参することで、情報提供を行う。

個人情報の取扱いについては、機構と協定を締結し、次の条件を付する。

- (1) 個人情報を取り扱う上での秘密の保持
- (2) 個人情報の複写及び複製の禁止 等

また、提供された個人情報は、インターネットに接続されていないパソコンに保存した上で、パソコン本体にも物理的な盗難防止措置を施すことで、情報漏洩を防止する。 CD-Rについては、データを読み込んだ後、農業委員会事務局職員が引き取ることとなっており、また、読み込んだデータは、事業計画が施行される令和4年度から10年間の保存期限があるため、令和14年度中に削除する予定となっている。

上記のように、個人情報の取扱いについて万全を期しており、当該オンライン結合等が個人の権利利益を侵害するおそれはないと考える。

筑下用第 65 号 令和3年1月20日

久留米市農業委員会会長 笠 幸夫 殿

> 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所長 北村 達



筑後川下流用水地区次期事業に向けた調査の実施に係る資料の提供について(依頼)

日頃より水資源機構営事業に特段の御高配を頂き、ありがとうございます。

当管理所では、筑後川下流用水地区の次期事業に向けて、受益面積、三条資格者、環境、経 済効果等に係る調査を実施しています。

これらの調査にあたり、**貴**役所が保有されるデータ等の資料が不可欠でありますので、下記項目の資料について提供をお願い申し上げます。

なお、提供頂きました個人情報に関しては、適正に取り扱い目的外には使用しないことを申 し添えます。

記

- 1. 必要資料 (提供形式)、対象範囲 別紙①、②のとおり
- 2. 使用目的

受益面積、三条資格者、経済効果算定及び環境配慮の基礎資料整理等のため

3. 提供期限

令和3年2月末を目安にご協力願います。

別紙①

必要資料(提供形式)一覧

資料名 (提供形式)	内 容
農地基本台帳データ(Exce! 形式)	一式、必要項目は〈参考〉による。
オルソ画像データ	一式
地図情報(Shape 形式)	【土地情報】 市町名、大字、字、地番、登記地目、登記地積、 現況地目、現況地積、農振法区分名称 【関係者情報】 所有者(氏名、住所)
経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書データ (Excel 形式)	5 カ年分一式(H27~R1)
認定農業者名簿 (Excel 形式)	一式
人・農地プラン(Excel 形式)	一式
田園環境整備マスタープラン 「旧町別となっている場合は関係町別、以下同じ」 (電子データ又は紙ベース)	最新時点
農業振興地域整備計画書 (電子データ又は紙ベース)	最新時点
水田フル活用ビジョン (電子データ又は紙ベース)	最新時点
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (電子データ又は紙ベース)	最新時点
酪農・肉用牛生産近代化計画書 (電子データ又は紙ベース)	最新時点
その他 (電子データ又は紙ベース)	平成 19 年 4 月~平成 31 年 3 月までの転用届(または 転用筆が分かる資料)

[※]電子データは、「Excel、Word、一太郎、PDF、DocuWorks」のいずれかの形式にてお願いします。

別紙②

対象範囲一覧

都市名 町村名 大字 久留米市 荒木町 荒木 久留米市 荒木町 今 久留米市 荒木町 下荒木 久留米市 荒木町 白口 久留米市 梅満町	4 .
久留米市 荒木町 今 久留米市 荒木町 下荒木 久留米市 荒木町 白口	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
久留米市 荒木町 下荒木 久留米市 荒木町 白口	,
人留米市 荒木町 白口	
久留米市 梅満町	
久留米市 城島町 青木島	
久留米市 城島町 芦塚	
久留米市 城島町 浮島	
久留米市 城島町 内野	
久留米市 城島町 江島	
久留米市 城島町 江上	
久留米市 城島町 江上上	
久留米市 城島町 江上本	
久留米市 城島町 大依	·
久留米市 城島町 上青木	
久留米市	· <u></u>
<u></u>	•
久留米市 城島町 四郎丸	
人留米市 城島町 楢津	
久留米市 坡島町 西青木	
久留米市 城島町 浜	
久留米市	<u>.</u>
久留米市	
久留米市 大善寺大橋	
久留米市 大善寺町 黒田	
久留米市 大善寺町 中津	,
久留米市 大善寺町 藤吉	
久留米市 大善大善大善大善大善 大善 大善 大善 大善 大善 大善 大善 大善 大善 大	
久留米市 大善寺町 夜明	
久留米市 大善寺南	
久留米市 津福今町	
久留米市 津福本町	
久留米市 西町	
and the second s	1 , ,
久留米市 三潴町 生岩	
久留米市 三潴町 を町原	
久留米市 三潴町 清松	
久留米市 三潴町 草場	
久留米市 三潴町 高三潴	· -
久留米市 三潴町 田川	
久留米市 三潴町 玉満	
久留米市 三潴町 早津崎	
久留米市 三潴町 原田	• ,
久留米市 三潴町 福光	
久留米市 安武町 住吉	
久留米市 安武町 武島	
久留米市 安武町 安武本	

■農地法

(農地台帳の作成)

- 第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。
 - 一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 二 その農地の所在、地番、地目及び面積
 - 三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用 及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、これらの権利の種類及 び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等(第 四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定めら れた補償金を含む。)の額
 - 四 その他農林水産省令で定める事項

(農地台帳及び農地に関する地図の公表)

第五十二条の三 <u>農業委員会は、</u>農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、<u>農地台帳に記録された事項(公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u>

2 · 3 (略)

■農地法施行規則

(農地台帳の記録事項)

- 第百一条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる 事項とする。
 - 一 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
 - 二 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別
 - イ 法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの
 - <u>ロ 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画</u> <u>の定めるところによつて</u>設定又は移転されたもの
 - <u>ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る</u> 特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの
 - ニ イからハまでに掲げるもの以外のもの

三~六略

七 その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する場合には、その旨及 び当該農地についての賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転の状況

(公表することが適当でない事項等)

- 第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- 一 市街化区域内にある農地 全ての事項
- 二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する 者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に 掲げる事項
- 2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するこ と。
- 二 公表すべき事項(法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は 名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。)をインターネットの利 用その他の方法により提供すること。

(独) 水資源機構から求められている事項と法令との関連性

(独) 水資源機構より	農地法における情報の公開			
提供を求められた事項 (外部提供該当)	インター ネット	窓口	土地 改良区	県
農地の所在、地番、地目及び面積	0	Ó	0	0
賃借権等の種類・存続期間	0	0	0	0
農振法・都市計画法等の区域区分	0	0		0
農地中間管理機構が借りている農地か どうか	Ö	0	0	.0
所有者の氏名・名称		0	0	0
所有者の住所		·	0	0
賃借人等の氏名・名称		0	0	0
賃借人等の住所			0	0
耕作者の氏名・名称		0	0	0
耕作者の住所		-	20	0

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 吉 岡 マ サ ヨ

答申書

令和3年4月12日付け3情政第146号による諮問事項について、下記のとおり答申 する。

記

1 諮問事項

A I - O C R 及び R P A の導入対象業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理する A I - O C R サーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【総務部情報政策課】

2 審議会の意見

AI-OCR及びRPAの導入対象業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

なお、AI-OCRサーバへ提供された情報は、送信後5日でサーバ内から削除される とのことであるが、5日間保存する合理的な理由がない限り、随時即時に削除する運用 を行う等、個人情報の安全の確保に努めることを付言する。

3 承認日

令和3年4月20日



【諮問案件】

A I-OCR及びRPAを導入予定の業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関:総務部情報政策課

1 業務概要

人口減少・少子高齢化社会の進展や市民ニーズの多様化などに伴い、歳入の減少及び業務量の増加に伴う歳出の増加が見込まれ、行財政を取り巻く環境は今後さらに厳しくなっていくことが想定される。そのような中、市民生活に必要な行政サービスについて、持続的に、かつ質の高いものを提供し続けるためには、ICT技術を活用して定型業務を自動化・省力化し、効果的で効率的な行政運営を実現する必要がある。

令和2年12月に、国において閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においても、「AIやRPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである」と示されている。

ところで、本市では、庁内の様々な業務において、紙帳票を元にしたシステムへの手入力・登録作業を行っており、当該作業に多くの労力とコストを費やしているという現状がある。そこで、ICT技術を活用して、システムへの入力・登録作業を自動化し、業務効率化を図りたいと考えている。具体的には、試行利用において効果が見込まれた次の14業務(各業務の概要は、別紙資料1のとおり)について、AI-OCR(※1)及びRPA(※2)を導入することとしたい。

《 AI-OCR及びRPA導入予定業務 》

E3WA			
市税過誤納金口座振込依頼書の入力業務	,		
市税口座振替登録業務	市民文化部 税収納推進課		
市税督促状の公示送遠業務			
国民健康保険料口座振替登録業務	(唐		
後期高齢者医療口座振替登録業務	健康福祉部 健康保険課		
精神障害者手帳申請・進達入力業務	健康福祉部 障害者福祉課		
自立支援医療(精神通院医療)再認定申請・進達入力業務			
生活保護費支給にかかる収入申告書収受業務	健康福祉部 生活支援第1課・第2課		
児童手当・特例給付入力業務	子ども未来部 家庭子ども相談課		
雇用実態調査集計業務	商工観光労働部 企業誘致推進課		
住宅使用料にかかる収入申告書入力業務	都市建設部 住宅政策課		
選挙時における投開票従事者等選任事務			
選挙従事者の債権者登録処理	選挙管理委員会事務局		
個人演説会会場使用料等の支出命令書起票処理	-		
	市税過誤納金口座振込依頼書の入力業務 市税口座振替登録業務 市税督促状の公示送遠業務 国民健康保険料口座振替登録業務 後期高齢者医療口座振替登録業務 精神障害者手帳申請・進達入力業務 自立支援医療(精神通院医療) 再認定申請・進達入力業務 生活保護費支給にかかる収入申告書収受業務 児童手当・特例給付入力業務 雇用実態調査集計業務 住宅使用料にかかる収入申告書入力業務 選挙時における投開票従事者等選任事務 選挙従事者の債権者登録処理		

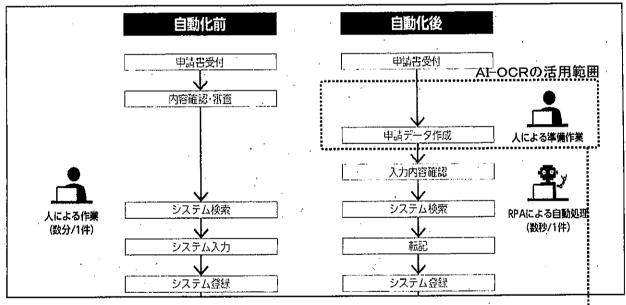
- ※1 A I O C R:紙文書をスキャナーにかけた後、文字情報に変換する「光学文字認識機能(O C R)」にA I (人工知能)を活用し、印字された文字だけでなく、手書き文字でも誤変換が少なく、高い認識精度でデータ化できる技術
- ※2 RPA:普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアが代替して自動化するもの

AI-OCR及びRPAの導入による業務の自動化のイメージは、下記「AI-OCR及びRPAの導入イメージ」のとおりである。

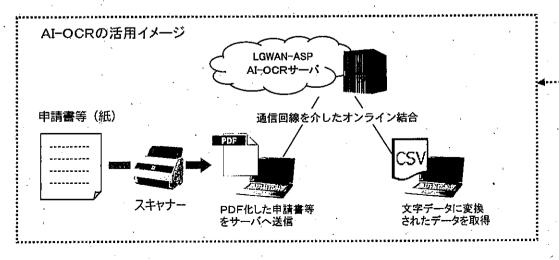
通常、紙で提出された申請書等については、人の手でシステムへ入力・登録する必要がある。 A I - O C R 及び R P A を導入した場合、申請書等をスキャナーで P D F データに変換後、業者が保有する A I - O C R サーバに送信(オンライン結合)し、文字データに変換する。この文字 データを元に、R P A を活用し、システムへの入力・登録作業を自動化する。

今回、この一連の流れの中で必要となるAI-OCRサーバへのデータ送信について、オンライン結合の承認を求めるものである。

《 AI-OCR及びRPAの導入イメージ(業務の自動化)》



出典:総務省「自治体における RPA 導入のすすめ」(2021 年 1 月発行)



2 公益上の必要性について(条例第10条第1項第2号)

AI-OCR及びRPAの導入により、次の効果を見込んでいる。

(1)定量的効果

自動化による業務処理時間の削減効果(見込) 年間1,239時間

(2)定性的効果

- ・入力ミスの軽減、正確性の向上
- ・定型業務以外の業務への職員のシフトとそれによる住民サービスの向上
- ・定型作業や誤りの許されない作業の負担軽減
- ・特定の職員にかかっていた業務負荷の分散化
- ・時間外勤務の削減・

A I - O C R を導入するためには、申請書等に記載された個人情報を含む情報をオンライン結合等により A I - O C R サーバへ提供する必要があり、当該オンライン結合には公益上の必要性がある。

なお、AI-OCRサービスの利用に当たっては、利用約款により、サービス提供業者に対し、 個人情報の取扱いに関する義務(目的外利用禁止、第三者への提供禁止、漏洩等の防止その他 の安全管理措置義務、従業者に当該義務を遵守させる義務)が課されている。

3 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

(1) ネットワークの安全性について

庁内情報系システムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り雕されたLGWAN(※3)環境下にある。

※3 LGWAN:自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワーク。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため、通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

(2) システムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された申請書PDFデータは、送信後5日でサーバ内から完全に削除される。また、AI-OCRサーバ設置・管理業者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト(※4)の実施、ファイアウォール(※5)によるアクセス制御、WAF(※6)によるセキュリティ強化、IPS(※7)による不正アクセスの検知等の措置が講じられている。

- ※ 4 ネットワークペネトレーションテスト:実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入 を試みることで、システムに脆弱性がないかどうかをテストする手法のこと。
- ※ 5 ファイアウォール:ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

- ※6 WAF:ファイアウォールの一種で、従来のファイアウォールでは防げないウェブア プリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム
- ※7 IPS:不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する 役割を担う。

(3) 物理的な安全性について

A I -O C Rサーバ保有・管理業者においては、物理的な安全管理措置として、A I -O C Rサーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。

また、AI-OCRサーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限した上で、 作業状況を常時監視カメラで記録することとしている。

(4) 補足

令和2年11月4日付2答申第7号により、AI-OCRの導入に伴うオンライン結合について承認をいただいた介護保険認定申請情報の登録業務においては、すでに同システムを利用した本番運用を開始しているが、現時点でトラブル等は発生していない。

4 提供する個人情報の内容

添付資料(帳票様式)に記載された個人情報(個人番号を除く。)

5 実施時期(個人情報利用期間)

令和3年6月以降、対象業務ごとに順次本番運用を開始する。